

議第125号

## 下呂市基金条例の一部を改正する条例について

下呂市基金条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和3年11月30日提出

下呂市長 山内 登

### 提案理由

合併特例債を活用し、今後、新市まちづくり計画「煌」や総合計画に基づくまちづくり及び地域振興の取り組みに必要な経費の財源に充てる下呂市地域振興基金を新たに創設するため、当該条例の一部を改正するもの。

## 下呂市基金条例の一部を改正する条例

下呂市基金条例（平成16年下呂市条例第56号）の一部を次のように改正する。

改 正 後			改 正 前		
（設置）			（設置）		
第3条 積立基金として設置する基金の名称、設置の目的及び積立額は、次のとおりとする。			第3条 積立基金として設置する基金の名称、設置の目的及び積立額は、次のとおりとする。		
基金の名称	設置の目的	積立額	基金の名称	設置の目的	積立額
(1)～(25) (略)			(1)～(25) (略)		
(26) 下呂市学校教育施設整備基金	普通財産となった旧学校施設の貸付及び譲渡による収入を学校教育施設整備に必要な経費の財源に充てるため	市長が定める額	(26) 下呂市学校教育施設整備基金	普通財産となった旧学校施設の貸付及び譲渡による収入を学校教育施設整備に必要な経費の財源に充てるため	市長が定める額
(27) 下呂市地域振興基金	<u>まちづくり及び地域振興事業に必要な経費の財源に充てるため</u>	<u>市長が定める額</u>			
2 (略)			2 (略)		

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 【参考資料】

### 下呂市基金条例の一部を改正する条例要綱

#### 1. 改正理由

合併特例債を活用し、今後、新市まちづくり計画「煌」や総合計画に基づくまちづくり及び地域振興の取り組みに必要な経費の財源に充てる下呂市地域振興基金を新たに創設するため、当該条例の一部を改正するものです。

#### 2. 概要

(1) 積立基金として下呂市地域振興基金を追加します。

(第3条関係)

(2) この条例は、公布の日から施行します。

(附則関係)

